

別紙

諮問第835号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年度東京都教員採用候補者選考における第二次選考、集団面接、個人面接における評価の詳細がわかる文書（試験時に面接員が記入していた文書等）など第二次選考の評価にかかわる文書すべて」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が令和〇年度東京都公立学校教員採用候補者選考（〇年度採用）（第二次選考）面接評定票（以下「評定票」という。）を本件対象保有個人情報として特定し、令和2年11月11日付けで行った本件一部開示決定に対し、非開示部分のうち評定者氏名を除く部分について、その開示を求めるというものである。

なお、都教委は、一部開示決定通知書に記載の非開示部分に一部誤りがあったため、令和3年4月21日付けで訂正し通知しているが、非開示部分に変更はない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は条例16条6号に基づき、適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年1月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年9月27日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年5月30日

(第235回第一部会) から同年6月30日(第236回第一部会) まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公立学校教員の採用候補者選考について

東京都公立学校の教員については、毎年度、東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、要綱に基づき選考を実施している。選考に係る申込みから採用の決定に至るまでの手続は、次のとおりである。

- ①受験希望者は、東京都公立学校教員採用案内ホームページにアクセスの上、専用の入力フォームに必要事項を入力し、又は同ホームページ掲載の申込書を印刷の上、必要事項を記載する方法により、申込みを行う。
- ②都教委は、受験希望者に受験票を発送し、受験者の教科等に応じた第一次選考(筆記・論文)及び第二次選考(面接・実技)を実施する。第二次選考は、要綱に記載のとおり「教職への理解、教科等の指導力、対応力、将来性、心身の健康と人間的な魅力等を評価する」ものとされ、評定者は各受験者に応じた評定票を作成する。なお、要綱によれば、各選考方法の詳細に関しては、同要綱に記載していること以上の問合せには、応じられない旨記載がある。
- ③都教委は、第一次選考及び第二次選考の成績並びに提出書類を総合して、選考の可否を判定する。採用候補者名簿登載の規準に達したと判断された者は合格者となり、東京都公立学校教員採用候補者として名簿に登載され、その後、区市町村教育委員会又は都立学校での面接等、所定の手続を経て採用が決定される。

イ 本件非開示情報1から4までの非開示妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から3までを特定し、別表2に掲げる本件非開示情報1から5までを条例16条6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件非開示情報 5 を除く非開示部分についてその開示を求める審査請求を行ったことから、審査会は、本件非開示情報 1 から 4 までの非開示妥当性を判断する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 は、各面接において「評価の観点」欄に掲げられた「教職への理解」「教科等の指導力」「対応力」「将来性」「心身の健康と人間的な魅力」に応じた評価規準（個人面接）又はこれらを踏まえた評価規準（集団面接）に沿って評定者が行う評価の手法が記載されたものである。

このため、本件非開示情報 1 は、これを開示することにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程、若しくは規準が受験者である審査請求人にのみ明らかとなるおそれがあることと相俟って実施機関における公正な判断が行えなくなるおそれがあり、公平かつ円滑な選考に支障を来すとする実施機関の主張は首肯できる。

よって、本件非開示情報 1 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 は、評価において指標となる項目及び各項目の着眼点を具体的に記述した箇所並びに評価や判断が評語形式又は具体的記述をもって記録される箇所である。

これらの情報は、選考の合否判断を行う上での評価項目であり、いかなる規準に基づいて判定されるかが明記された部分である。本件対象保有個人情報、任期を定めずに勤務することを前提とした職員を新規に任用するに当たり、成績主義の原則に沿って行われた競争試験又は選考の結果に基づき、合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載する採用候補者名簿の作成手続における基礎的な資料であることを踏まえると、その人事評価における観点が開示された場合、公平かつ円滑な選考に支障を来すおそれは否定できない。

このため、本件非開示情報 2 は、これを開示することにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程、若しくは規準が受験

者である審査請求人にのみ明らかとなるおそれがあることと相俟って実施機関における公正な判断が行えなくなるおそれがあり、公平かつ円滑な選考に支障を来すとする実施機関の主張は首肯できる。

よって、本件非開示情報 2 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 及び 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 及び 4 は、各面接を通じて評定者が行う評価の手法、評価において指標となる項目及び各項目の着眼点を踏まえた評価や判断が評語形式又は具体的記述をもって記録される箇所である。

このため、本件非開示情報 3 及び 4 は、上記（ア）及び（イ）と同様に、これを開示することにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程、若しくは規準が受験者である審査請求人にのみ明らかとなるおそれがあることと相俟って実施機関における公正な判断が行えなくなるおそれがあり、公平かつ円滑な選考に支障を来すとする実施機関の主張は首肯できる。

よって、本件非開示情報 3 及び 4 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件対象保有個人情報

| 本件対象 保有個人 情報 | 本件対象保有個人情報が 記録されている公文書の件名 |
|--------------------|--|
| 1 | 「令和○年度東京都公立学校教員採用候補者選考（○年度採用）（第二次選考）面接評定票（○校○科）」（評定者○○作成分） |
| 2 | 「令和○年度東京都公立学校教員採用候補者選考（○年度採用）（第二次選考）面接評定票（○校○科）」（評定者○○作成分） |
| 3 | 「令和○年度東京都公立学校教員採用候補者選考（○年度採用）（第二次選考）面接評定票（○校○科）」（評定者○○作成分） |

別表2 本件非開示情報

| 本件対象 保有個人 情報 | 非開示部分 | 本件 非開示 情報 |
|-----------------------|--|-----------------|
| 1 ・ 2 ・ 3 | 【Ⅰ 集団面接】の表中 | |
| | ・表の標題の左から三つ目 | 1 |
| | ・表中「評価規準」欄から「○○○」欄（欄の名称を含む。）まで及び「備考」欄の内容 | 2 |
| | 【Ⅱ 個人面接】の表中 | |
| | ・表の標題の左から三つ目 | 1 |
| | ・表中「評価規準」欄から「○○○」欄（欄の名称を含む。）まで及び「備考」欄の内容 | 2 |
| | 【Ⅲ ○○】の表 | 3 |
| | 【Ⅳ ○○】の表 | 4 |
| | 評定者氏名 | 5 |

※本件非開示情報5は審査請求対象外